



発行 東京都

目次

告示

- 行政不服審査法による公示送達……………（総務局総務部法務課）…一
- 都営住宅の使用料の変更……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…一
- 都営住宅の使用料等の変更……………（同）…四
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…五
- 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…五
- 都営住宅の駐車場の廃止……………（同）…六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…六
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（同）…八
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一〇
- 港湾施設の供用再開……………（港湾局港湾経営部経営課）…三

公告

- 建設業者に関する公告……………（都市整備局市街地建築部建設業課）…三

告示

●東京都告示第二百八十二号
行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十二條第二項及び第三項の規定に基づき、左記のとおり公示送達する。

平成二十四年二月二十九日

東京都知事 石原 慎太郎

記

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求時の住所 東京都文京区本駒込六丁目三番三
号壹番館ビル二〇二

現住所 不明

審査請求人 福田 正一

二 公示事項

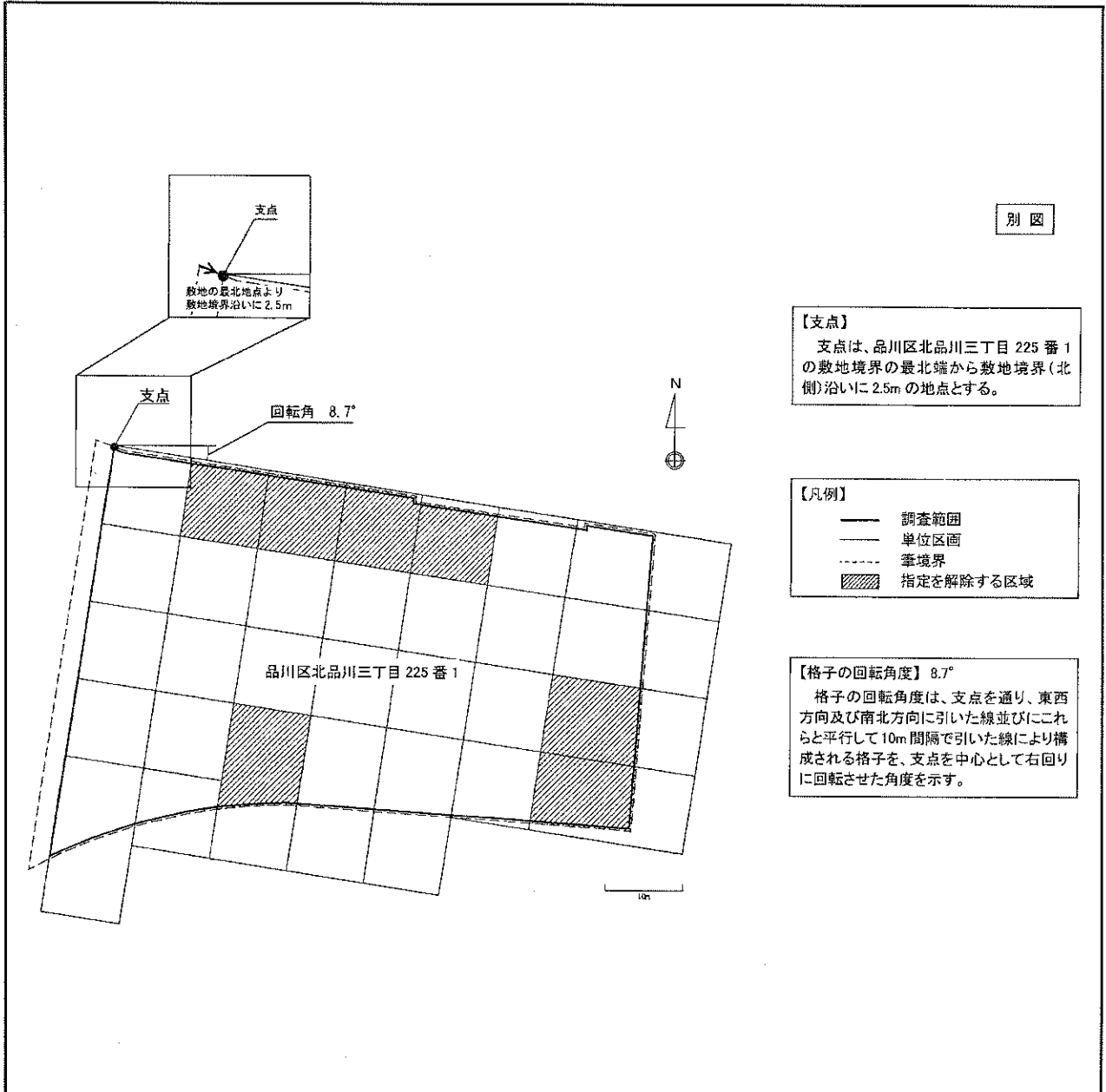
審査請求人が、平成二十三年六月十四日に当庁に提起した各審査請求について、当庁は、平成二十三年十二月二十七日付けで各裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付できない。よって、右裁決書の謄本は、当庁（総務局総務部法務課）において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は当庁に出頭の上受領されたい。

●東京都告示第二百八十三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十四年三月一日から実施するので、同条例第三條第三項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十九日

東京都知事 石原 慎太郎



別図

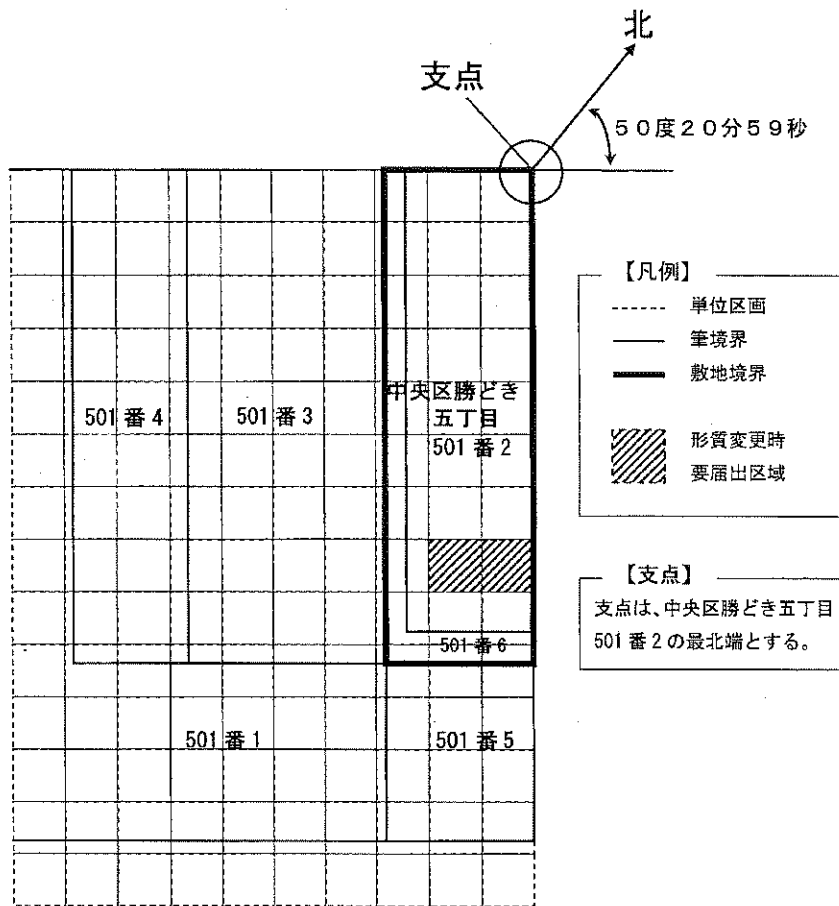
【支点】
 支点は、品川区北品川三丁目 225 番 1 の敷地境界の最北端から敷地境界(北側)沿いに 2.5m の地点とする。

【凡例】
 — 調査範囲
 — 単位区画
 - - - 筆境界
 ▨ 指定を解除する区域

【格子の回転角度】 8.7°
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百九十二号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十四年二月二十九日
 東京都知事 石原 慎太郎
 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区勝どき五丁目地内)
 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【格子の回転角度（50度20分59秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十九日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区豊洲四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物